

転出証明書は郵便でも請求できます。

市町村を超えて住所を異動する場合、転入の手続きに住所地からの転出証明書が必要です。この転出証明書の請求は、郵便でもできますので、下記の要領で前の住所地の市区町村役場へ申請してください。

なお、転出される方の中に、1人でもマイナンバー（個人番号）カードをお持ちの方がいる場合、「特例による転出」が可能です。

通知カード（紙製）では「特例による転出」はできません。

※特例による転出の場合、転出証明書は発行しません。

転入届時、マイナンバー（個人番号）カードを提示し、暗証番号（4ケタ）を入力する必要があります。

要 領

- 1 表が申請書になっていますので、太枠内をご記入ください。
（注意）
 - ・ 必ず昼間に連絡のとれる電話番号をご記入してください。
電話番号が記入されてないと、お尋ねしたいことがあっても連絡がとれずにお返しする場合があります。
- 2 110円切手を貼った返信用封筒を用意し、送付先（あなたの現在の住所）を書いてください。
（注意）
 - ・ 表の申請書に書かれたあなたの新住所以外の所（勤務先等）に送る場合は、その送付先及び送付先が違う理由を書いて下さい。
- 3 転出証明書は、無料です。
- 4 上記1，2を封筒に入れ、前の住所地の市区町村役場へ送付してください。
（注意）
 - ・ 前の住所地で資格確認書をお持ちだった方は、一緒に返送してください。
 - ・ 市町村役場に送る場合、封筒の表に「転出証明書請求」と書いておくと、担当の課に届きます。

＊本人確認のため、運転免許証の写し、資格確認書の写し等を添付して下さい。

転出証明書が届いたら新住所地の市町村役場へお持ちください。

〒 8 3 4 - 0 1 1 5

福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1

広川町役場 住民課 住民係

電話 0 9 4 3 (3 2) 1 1 1 2